

2013年12月3日

福島県議会

議長 平出 孝朗 様

福島県議会民主・県民連合議員会

宗方 保
高野 光之
神山 悦子
福島みどりの風 石原信市郎

特定秘密保護法案に関し慎重に審議し強行採決をしないよう国会に求める申し入れ

今国会で、重大事態を迎えている「特定秘密保護法案」は審議も十分でないまま、衆議院で採決を強行しました。

福島県議会は9月議会において「特定秘密保護法案」の慎重な対応を求める意見書を全会一致で採択しました。意見書では「本県が直面している原子力発電所事故に関してもテロ活動防止の観点から「特定秘密」に指定される可能性がある」また、「放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったため、一放射線量の高い地域に避難したことが事後に明らかになるケースがありました。このような国民の生命と財産を守るために有益な情報が、公共の安全と秩序維持の目的のために「特定秘密」の対象に指定される可能性は極めて高い」としています。

「特定秘密保護法案」は国民の目、耳、口をふさぎ、憲法が保障する基本的人権を蹂躪する「新しい治安維持法」ではないか「戦前のようになるのでは」との不安や懸念が国民の間に急速に広がっています。「何が秘密なのかも秘密」ある日、突然警察から同行を求められたり、逮捕されたりしても、何に罪の疑いをかけられているのかも分からないというものです。

民主主義の根幹である国民の知る権利、言論・表現の自由を侵害する、あまりにも深刻な人権侵害の暗黒法案に日本弁護士連合会、日本新聞協会、日本ペンクラブ等国民各界各層から反対の声が急速に広がり、巻き起こっています。

11月25日に福島市で行われた地方公聴会では7人の公述人全員が反対・慎重審議を表明したにもかかわらず、翌日に衆議院で採決を強行したことは地方公聴会の意義そのものを否定するに等しい暴挙といわなければなりません。

議長におかれましては、全会一致の意見書の立場から特定秘密保護法案は慎重な審議を尽くし、採決を強行しないよう表明すべきことを申し入れます。

以上